

農福連携の取組と基礎知識

日時: 令和5年11月27日(月)

場所: みんなの森 ぎふメディアコスモス



(一社)岐阜県農畜産公社
(ぎふアグリチャレンジ支援センター
・農福連携推進室)

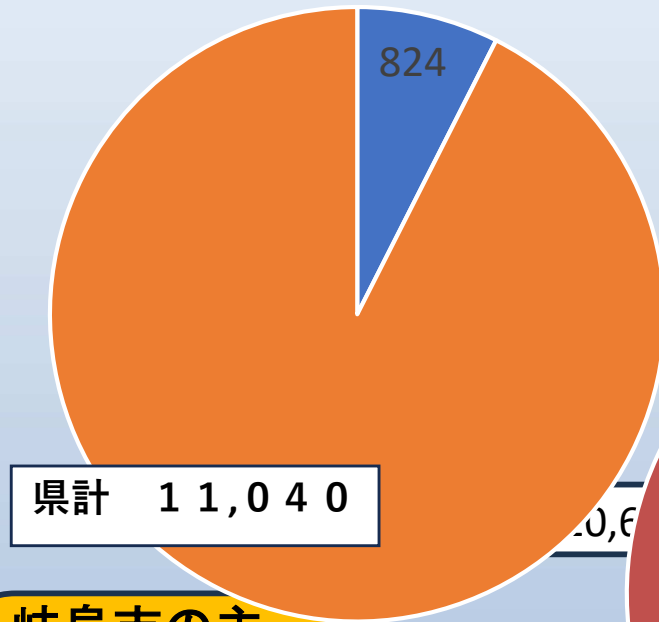
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12

TEL 058-215-1550

FAX 058-276-1268

岐阜市の農業

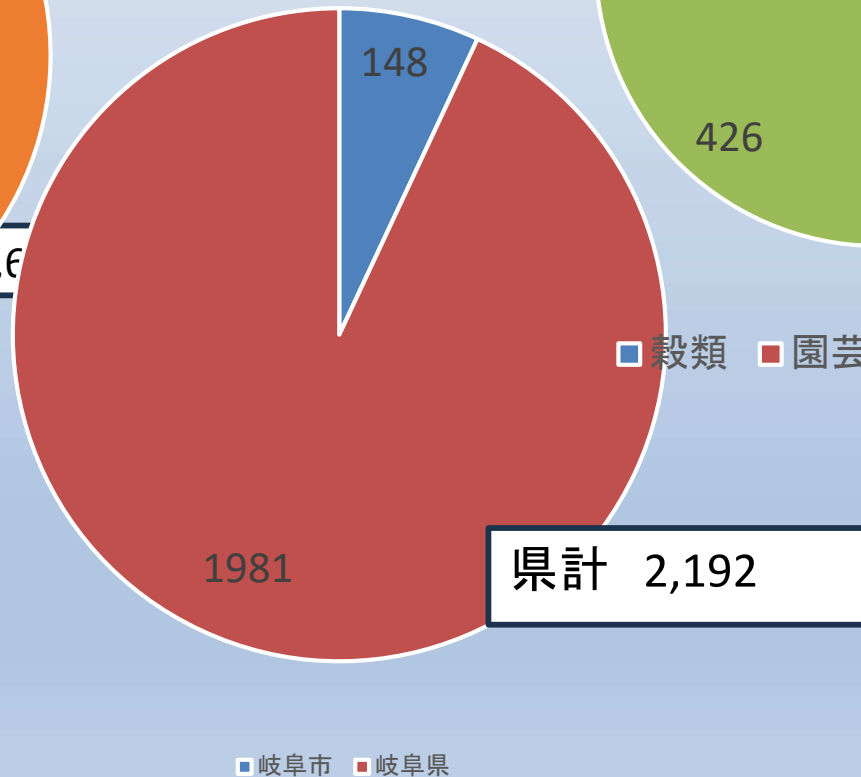
農業産出額（千万円）



岐阜市の主な農産物

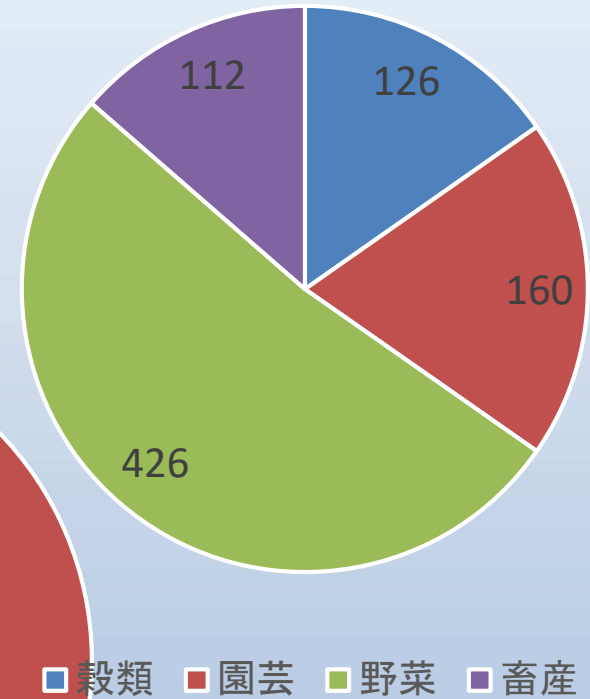
- ・いちご
- ・えだまめ
- ・かき (柿)
- ・花き
- ・こまつな
- ・だいこん
- ・れんげ草

認定農業者数(人)



■岐阜市 ■岐阜県

岐阜市類別販売高



■穀類 ■園芸 ■野菜 ■畜産

○農福連携とは

・福祉分野では、障がい者や高齢者、生活困窮者の新たな働き口を創出できる。

・農業分野では、高齢化による後継者・働き手不足の問題を解消できる。

農福連携の目的

農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万ha

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約964万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用・就労しているのは約95万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者等の自立支援

障害者等の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



ぎふ農福連携アクションプランについて

1 策定の趣旨

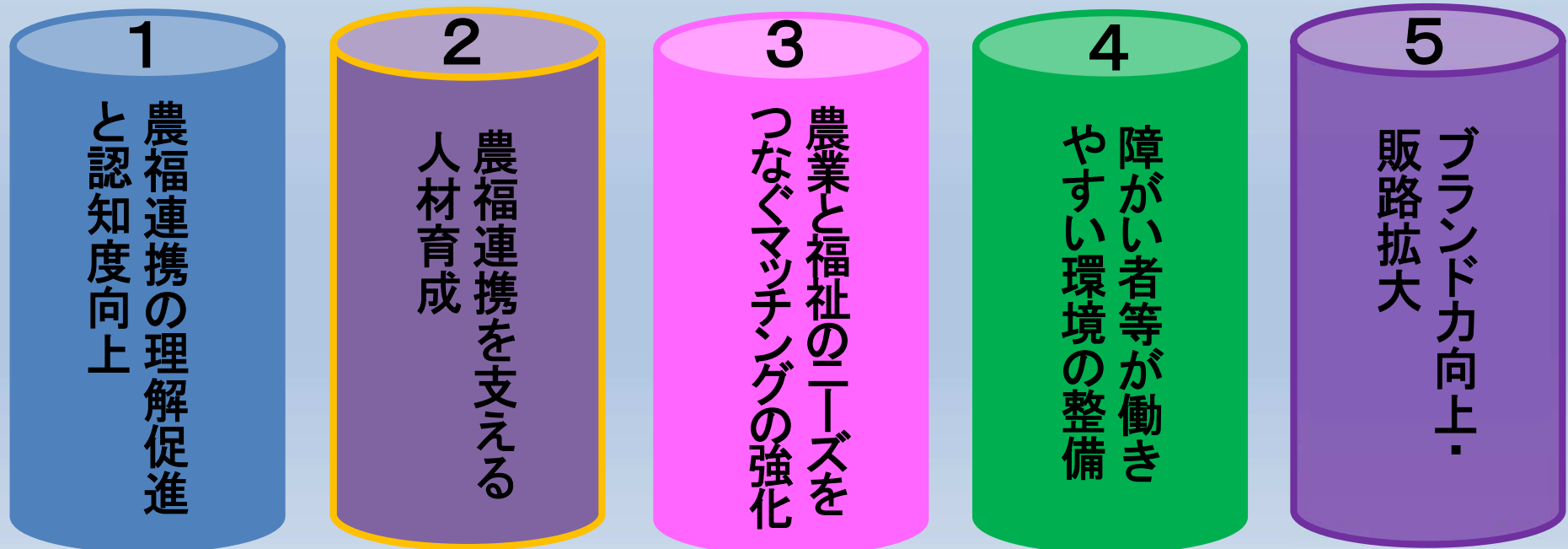
- ・ 障がい者の農業分野での活躍や社会参画の実現に向けて、全庁的かつ計画的に各施策を推進するため、本プランを策定

2 プランの対象期間 令和4年～令和7年度までの4年間

3 基本的な取組み方針

- ・ 「SDGsの理念」に通じ、「共生社会の実現」に資する取組みである農福連携の県内における定着を図る。
- ・ 具体的には「理解促進と認知度向上」「人材育成」「マッチング強化」「働きやすい環境整備」「ブランド力向上・販路拡大」を柱に取り組み。

施策の5本柱



岐阜県の農福連携の推進体制

岐阜県

ぎふ農福連携推進本部

<目的>

農福連携の各種施策を全庁的に推進

<構成員>

知事、両副知事、庁内部局長等

岐阜県農福連携地域 ネットワーク会議 (有識者会議)

<目的>

農福連携を進めるため、効果的な方策を検討

<構成員>

岐阜大学応用生物科学部教授、
県社会福祉協議会、県障害者
社会参加推進センター、JA岐阜
中央会 等 計23団体

現地推進機関



農業経営体



福祉事業所 (特別支援学校を含む)

相談
情報提供

相談
情報提供

マッチングの実施

相談
情報提供

相談
情報提供

ぎふアグリチャレンジ支援センター

農福連携推進室

マッチング活動への協力・支援

相談・情報提供

地域連携会議

県関係機関

・農林事務所
(農業振興課・農業普及課)
・県事務所(福祉課)

市町村

・農務担当課
・障害福祉担当課

支援機関等

【農業】・JA
【福祉】・就業・生活支援センター
・社会福祉協議会
【労働】・ハローワーク

教育機関

・特別支援学校

農福連携の取組み①

1 農福連携の理解促進と認知度向上

●一般県民の認知度向上

R4は、県内大手スーパー、R5は県農業フェスティバル(来場者20万人)等において、「全国ノウフクマルシェ」などの開催、親子を対象とした「農福連携魅力発信バスツアー」やInstagram等の各種広報媒体により情報発信することで、農福連携の取組みやノウフク商品をPR

●農業・福祉事業者の理解促進

- ☛ 農業者や福祉事業者、行政等を対象とした先進地視察・研修会・障がい者体験講座等の開催
- ☛ 県内10地域で連携会議を開催し農業・福祉関係者内の情報共有や相互理解を促進し、地域の状況に応じた取組推進



農業フェスティバルでの
全国ノウフクマルシェ開催



農福連携推進研修会



魅力発信バスツアー



下呂地域連携会議

農福連携の取組み②

2 農福連携を支える人材育成

- 福祉事業所職員等を対象とした栽培基礎講座の開催
 - ☞ R1～R5 35人受講
- 現場で農業者と障がい者を補助する岐阜県農業ジョブコーチの育成と派遣
 - ☞ R2～R5 41人育成



栽培基礎講座実習



岐阜県農業ジョブコーチ養成研修

3 農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化

- 農福連携に関心のある障がい者や福祉事業所の実態調査
 - ☞ 障害福祉サービス事業所 約600か所
- 担い手農業経営体への農福連携に関する意向調査の実施
 - ☞ 農業経営体 約100経営体
- 実態調査、意向調査に基づいた農作業受委託などのマッチングを推進
 - ☞ マッチング件数 H30～R4 79件
- 障がい者農業体験講座の開催
 - ☞ 障がい者のできる作業を実際の現場で体験し農家と確認・共有
- 本採用に向けた、お試し雇用への賃金支援とフォローアップ
 - 助成事業** 初年度に限り上限10万円まで賃金助成



柿の収穫



ほうれんそう体験講座

農福連携の取組み③

4 障がい者等が働きやすい環境の整備

- ・現場の環境整備や、福祉事業所の農業参入時の施設、機械導入を支援

助成事業

- ・障がい者への指示方法を示した、農作業の切り出し動画を作成し公社HPで公表
- ・農業者等へ専門的人材を派遣し、障がい者の受入れ時の支援を充実



アスパラ計量選別機の導入



切り出し動画配信

5 ブランド力向上・販路拡大

- ・ノウフクJAS認証の取得を推進し、農福連携の魅力等を発信

助成事業 新規認定取得手数料等の1/2助成

- ・年齢層にかかわらず幅広く農福連携商品をPRするためのSNSの活用

- ・ぎふのノウフク商品カタログの作成・活用・配布



ノウフク J A S
ロゴマーク



ぎふのノウフク商品カ
タログVer2

○岐阜県が進める3つの農福連携

①農業経営体による障がい者の一般雇用(一般就労)



②農業経営体と障がい者施設の農作業受委託(福祉的就労)



③障がい者施設の農業参入



○農業分野からのアプローチ

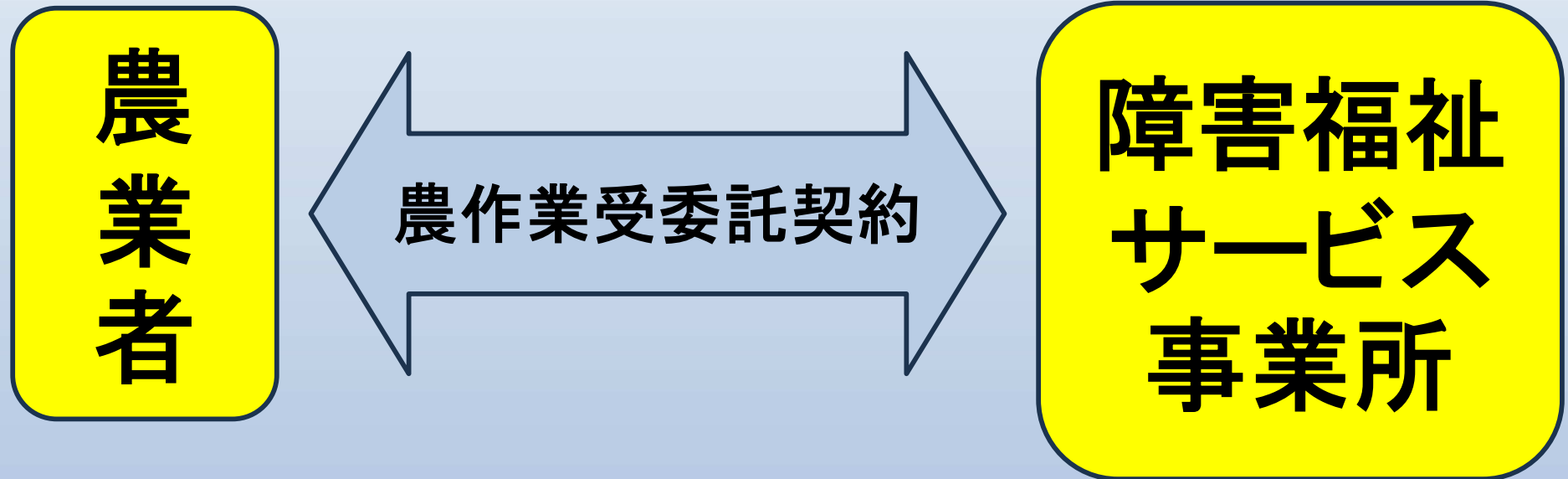
- ・福祉事業所等関係機関と相談する。
- ・作業の切り出し(細分化)を考える。
- ・短時間でも可能な作業の選別はないか？。
- ・時間に縛られない作業はないか？。

○福祉分野からのアプローチ

- ・体験農園を利用する。
- ・農業者から作業を受託する(施設外就労)
- ・自ら農業経営を行う
- ・農業者に雇用される。

○福祉分野からのアプローチ

① 農業者から作業を受託する(施設外就労)



- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・トマトの下葉欠き・栗の箱詰め・ネギの出荷調整 | <ul style="list-style-type: none">・にんにくの根切り・ハウス内の清掃・柿の収穫 |
|---|--|

○福祉分野からのアプローチ

② 自ら農業経営を行う

障害福祉
サービス
事業所

サービス利用

利用者

・いわゆる企業の農業参入と同じである。

・菌床シイタケ
・イチゴ
・さつまいも

・水耕栽培（レタス等）
・ニンニク
・農産物加工 他

農業参入のための手順等について

地域との調和・信頼構築が最重要

賃借料の設定

用水の利用

農道の利用

使用農薬や有機農業

営農上のルールを遵守

農業参入法人

(R4年3月 県内168社)

栽培技術の支援と人材確保

農林事務所農業普及課
県内10カ所

営農計画～栽培技術の支援

地元農業者

栽培技術の指導役、地域の調整役

(指導依頼または雇用)

中・長期的な取り組み

黒字化まで
平均4.9年

H24日本政策金融公庫調査

方向転換
できる規模から
スタート

初期投資を少なく、補助活用

※ 資材・燃料等の高騰によりさらに厳しい状況が予想される

農地を探す



農地を買う

農地所有適格法人の要件を満たし所有



農地を借りる

地域調和を要件に一般法人で借りる



農地の取得(農業委員会等への申請)

市町村・農業委員会、JA、農地中間管理機構が地主や地域の仲介・農地の調整を支援

農業参入に対する助成

導入機械

【助成対象】

就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で、業として農業を行う法人

【助成内容】

農業参入するために必要な施設の整備、農業機械・資材の購入及び農業用機械等の賃借(当該年度に限る)にかかる経費に対し3,000千円を上限に助成

- シイタケハウス
- ビニールハウス
- 物置
- 食品乾燥機 等

経営改善につながる環境整備に対する助成

導入機械

【助成対象】

農業経営体、就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人

【助成内容】

障がい者の雇用促進や雇用規模拡大等の経営改善に必要な機械・施設等の整備に要する経費の2/3以内で助成額2,000千円を上限に助成

- パイプハウス
- 食品乾燥機
- 乗用モア
- 休憩ハウス
- 手押し式エンジン草刈り機 等

障がい者の受入体験に対する助成

【助成対象】

就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所へ初めて作業委託を行う農業経営体や、初めて障がい者個人を雇田する農業経営体

【助成内容】

作業委託料又は賃金の相当額。
ただし、農作業日数は5日以上が条件で、助成日数は30日以内、助成額の上限は10万円